

公益財団法人秦野市スポーツ協会報償費の支払基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）が主催するスポーツ教室事業等を実施するに当たり、業務に従事する講師、運営補助者等に対価として支払う報償費に関する必要な事項について定める。

(スポーツ教室事業等)

第2条 この基準において、スポーツ教室事業等とは、公益財団法人秦野市スポーツ協会定款第4条各号に定める事業をいう。

(支払対象者)

第3条 報償費の支払対象者は、この法人の常勤役員及び常勤職員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものとする。

(報償費の種類)

第4条 報償費の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ指導及び補助の実施対価
- (2) イベント、研修会等の運営、補助の実施対価
- (3) 講演、講義及び司会等の実施対価
- (4) その他この法人の事業遂行に必要な実施対価

(報償費の額)

第5条 報償費の額は、別表1及び2の報償費単価基準表に定める額を基準とする。なお、事業を実施する上で特別な事情がある場合には、この法人の業務執行理事（専務理事）の承諾を得て上限の範囲内において金額を調整することができる。

(領収証の收受)

第6条 報償費を現金で支払った場合には、この法人は報償費の支払先から所定の領収証を收受しなければならない。ただし、口座振込みを行った場合、金融機関が発行する振込金受取書または振込利用明細書を領収証とみなす。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第7条 報償費の支払に際して、この法人は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。ただし、支払い先が源泉徴収納税義務者となる場合はこの限りではない。

(補足)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。

別表1（第5条関係）：謝金単価基準表

対 象 者		報償費基準額	支給 単位	備 考
スポーツ教室 (実技指導)	子ども	2,000円 (上限4,000円)	時間	
	成人	2,000円 (上限5,000円)	時間	
	少年少女スケート教室	12,000円 (上限15,000円)	日	※神奈川県スケート連盟所属講師
※安全管理上アシスタントスタッフが必要な場合		上記基準額の半額	時間	
指導者養成事業等 (講義・実技)	スポーツ指導者等	10,000円 (上限20,000円)	時間	※同等の実績を有する者も含む
	大学講師等	15,000円 (上限30,000円)	時間	※同等の実績を有する者も含む
	スポーツドクター等	20,000円 (上限40,000円)	時間	※スポーツドクター健康講話事業等
	トップアスリート等	20,000円 (上限100,000円)	時間	※特別講習会・イベント開催等
ふれあいスポーツデー スポーツ種目指導者		5,000円	日	※スポーツ振興くじ助成金の申請額と同額
ふれあいスポーツデー 運営スタッフ		神奈川県最低賃金額	時間	※スポーツ振興くじ助成金の申請額と同額

その他、この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める（補足第8条）

別表2（第5条関係）：当日受付型スポーツ教室謝金単価基準表
 教室開催1コマにつき、参加者人数に応じて次の報償費を支払う。

参加者数（人）	単位	報償費
1 ～ 19	1コマ	6,000円
20 ～ 29	1コマ	7,000円
30 ～ 39	1コマ	8,500円
40 ～ 49	1コマ	10,000円
50 ～ 59	1コマ	12,000円
60 ～ 69	1コマ	13,000円
70 ～ 80	1コマ	14,000円
80人以上	1コマ	15,000円